

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所 おおはま荘

重要事項説明書

社会福祉法人 詫間福祉会

当施設は介護保険の指定を受けています
(香川県指定 第3770800575号)

当施設は、ご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 詫間福祉会
- (2) 法人所在地 香川県三豊市詫間町詫間7732番地60
- (3) 電話番号 0875-83-6261
- (4) 代表者氏名 理事長 三宅 博
- (5) 設立年月日 昭和57年 7月13日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム・短期入所生活介護）
- (2) 施設の目的 要介護状態等となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- (3) 施設の名称 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所 おおはま荘
- (4) 施設の所在地 香川県三豊市詫間町大浜甲1841番地2
- (5) 電話番号 0875-57-2230
- (6) 施設長氏名 横山 和典
- (7) 運営方針
 - 1 事業所において提供する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
 - 2 利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。
 - 3 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を行なうに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画を作成し、当該計画に基づいて利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行う。
 - 4 既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿った短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供する。
 - 5 地域との結びつきを重視するとともに、関係市町、居宅介護支援事業者その他保健医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (8) 開設年月日 平成26年5月1日
- (9) 入居定員 10人

3. 施設の概要

(1) 構造

建物	構造	建築延面積
		鉄筋二階建て
敷地面積	2699.59㎡	

(2) 居室等の概要

入居される居室は全て個室となっています。

居室の種類	室数	面積(1人当り面積)
個室	10室	16.00㎡

※居室の変更

基本居室の変更は行わないが、やむを得ず居室変更を行う場合はご契約者やご家族と協議のうえ、決定するものとします。

(3) 主な設備等

種類	室数	面積	備考
浴室(個浴)	1室	9.600㎡	
浴室(特浴)	1室	17.55㎡	ユニット共通
共同生活室		73.56㎡	
ユニットトイレ	1室	4.0㎡	
医務室	1室	10.0㎡	
ホール (リハビリコーナー)		71.82㎡	
ホール (理容コーナー)		5.0㎡	

4. 職員の配置状況

当施設は、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況

*介護職員のみ短期入所生活介護サービス単独の職員数とします。

職種	職員数(常勤換算数)
管理者(たくま荘と兼務)	1名
生活相談員	1名(1名)
介護職員	5名(4.8名)
看護職員	2名(1.5名)
機能訓練指導員(おおはま荘看護職員兼務)	1名(0.5名)
介護支援専門員(おおはま荘介護職員兼務)	3名
医師(嘱託医)	2名
管理栄養士(たくま荘と兼務)	1名

(2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
介護職員	早出(7:00~16:00)
	日勤(9:00~18:00)
	遅出(13:00~22:00)
	夜勤(16:00~9:00)
看護職員	日勤(8:30~17:30)

(都合により変更する場合があります)

5. 提供できるサービス

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所におけるサービスの内容は、次のとおりとします。

- ① 送迎
- ② 入浴、排泄、食事等の介護
- ③ 日常生活上の世話
- ④ 機能訓練
- ⑤ 保健医療サービス、その他健康保持のための措置
- ⑥ レクリエーション等を含むその他の福祉サービス
- ⑦ その他必要な相談、助言、援助等

サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行ないます。

サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ないません。

常に提供するサービスの質の管理、評価を行ないます。

6. サービス提供の具体的内容

事業所が行なうサービス提供の具体的内容は、次のとおりとする。

- ① 1週間に2回以上、又は短期間の利用については最低1回実施。適切な方法による入浴又は清拭
- ② 心身の状況に応じた適切な方法による排泄の自立についての必要な援助
- ③ おむつ使用者に対する適切な取り替えの実施
- ④ 離床、着替え、整容その他日常生活における適切な世話
- ⑤ 利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した食事の適切な時間における提供
- ⑥ 心身の状況に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練の実施
- ⑦ 利用者の健康の状況に配慮した健康保持のための適切な措置
- ⑧ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に基づく相談、必要な助言、その他の援助
- ⑨ 適宜、利用者のためのレクリエーション行事の提供
- ⑩ 前各号のほか、必要と思われる入居中の世話

事業所は、サービスの提供に当たっては、その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行なうものとします。

7. 利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス利用料

下記に示したサービス内容に応じた利用料金となり、利用料金の9割（通常）が介護保険から給付されます（支給限度基準額を超えてのサービス利用の場合は全額自己負担となります）。

①併設型ユニット型短期入所生活介護サービスの場合

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
要介護度別サービス利用料金	6,770円	7,430円	8,140円	8,800円	9,460円
介護保険から給付される金額	6,093円	6,687円	7,326円	7,920円	8,514円
サービス利用に係る自己負担額	677円	743円	814円	880円	946円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18円				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18円				
送迎加算（片道）	184円				

*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、上記料金の合計額の5.9%が加算されます。

②併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護サービスの場合

	要支援1	要支援2
要介護度別サービス利用料金	5,080円	6,310円
介護保険から給付される金額	4,572円	5,679円
サービス利用に係る自己負担額	508円	631円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18円	
送迎加算（片道）	184円	

*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、上記料金の合計額の5.9%が加算されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス利用料

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①食事の提供に係る費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等に係る費用

1日あたり1,380円（朝食260円、昼食と夕食各560円）

②滞在費

1日あたり1,970円

③その他、ご契約者が負担することが適当と認められる費用

(3) 利用料金の支払い方法

事業者は1ヶ月毎に清算し、利用のあった翌月10日過ぎに請求書をお渡しします。請求書をお渡しした月末（毎月27日、当日が土日曜日等金融機関が休業となる日の場合はその翌日）にご契約者指定の金融機関から自動引落としさせていただきます。

8. 秘密の保持

1. 当施設の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
2. 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
3. 当施設は職員であった者が業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員と雇用契約の内容としています。
4. 当施設は、利用者又は家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意をあらかじめ文章により得るものとします。

9. 事故発生時の対応

事業所は、事業所のサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとします。

10. 損害賠償について

当サービスの利用において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認める時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

12. 苦情の受付について

当サービス利用における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けいたします。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 安藤 和師

介護職員 中内 茉由

※担当者が不在の時は、他の職員が対応いたします。

○受付時間

毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

行政機関その他苦情受付時間

三豊市健康福祉部介護保険課	所在地 三豊市高瀬町下勝間 2 3 7 3 電話番号 0 8 7 5 - 7 3 - 3 0 1 7 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町 2 - 3 - 2 電話番号 0 8 7 - 8 2 2 - 7 4 3 5 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
香川県社会福祉協議会運営 適正化委員会	所在地 高松市番町 1 - 1 0 - 3 5 電話番号 0 8 7 - 8 6 1 - 1 3 0 0 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
香川県長寿社会対策課	所在地 高松市番町 4 - 1 - 1 0 電話番号 0 8 7 - 8 3 2 - 3 2 6 8 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

1 3 . 身体拘束について

当施設では、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、その態様・時間・その他の利用者の心身の状態・緊急やむを得ない理由を記録し、家族に同意を得るものとします。

平成 年 月 日

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所 おおはま荘

説明者氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者住所

氏名

印

記入者住所

氏名

印

本人との続柄（ ）

個人情報使用同意書

個人情報の取り扱いについて

- (1) 当施設の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- (3) 当施設は職員であった者が業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員と雇用契約の内容としています。
- (4) 当施設は、利用者又は家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意をあらかじめ文章により得るものとします。

平成 年 月 日

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき守秘義務の取り扱いについての説明を行いました。

事業者名 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所 おおはま荘

説明者氏名 印

私（利用者及びその家族）は本書面に基づいて事業者から個人情報の取り扱いについての説明を受け、サービス担当者会議、事業者との連絡調整等における個人情報の取り扱いについて必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

(利用者) 住所
氏名 印

(ご家族) 住所
氏名 印

続柄 ()